

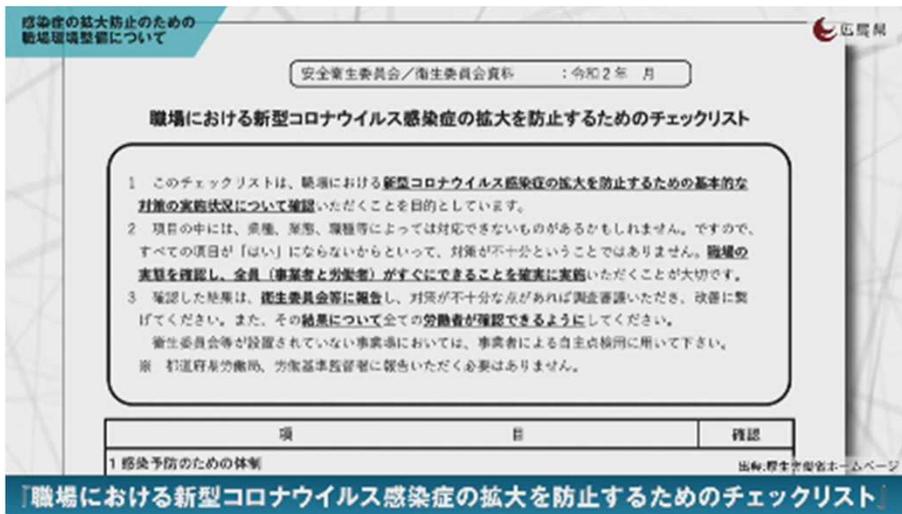
新型コロナウイルス感染症への対応（説明資料）

外国人材受入ノウハウ動画

令和3年1月12日

1

1 感染症の拡大防止のための職場環境整備



○ 職場における基本的な対策の実施状況については、厚生労働省が公表している「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して確認することができます。

○ すべての項目で「はい」となるよう職場環境を整えるよう取組むとともに、10の言語に対応していますので、自社の取組みの外国人労働者への説明に活用してください。

厚生労働省

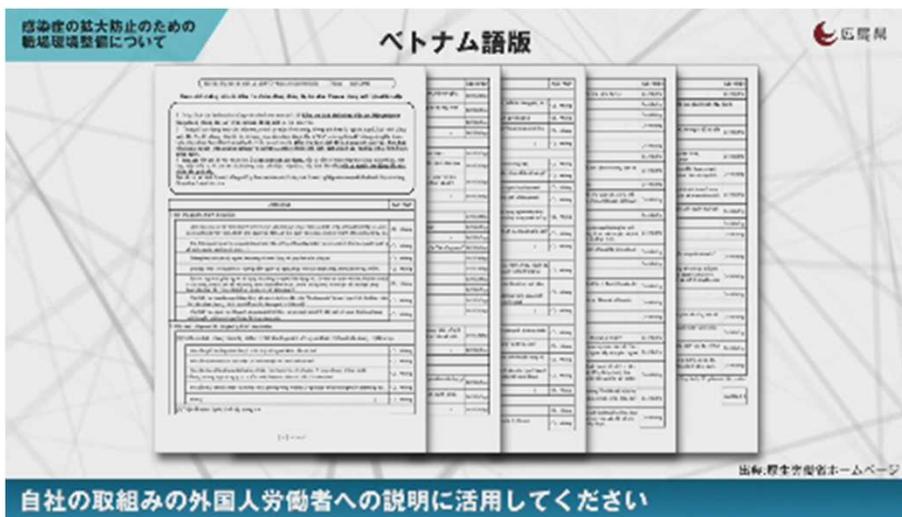
「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

日本語

<https://www.mhlw.go.jp/content/000680008.pdf>

多言語版は以下のURLからダウンロードができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html



自社の取組みの外国人労働者への説明に活用してください

1 感染症の拡大防止のための職場環境整備

1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

第6章 寮や寄宿舎における感染症対策

寮や寄宿舎は児童生徒が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。学校の設置者及び寮、寄宿舎の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく必要があります。

1. 居室における感染症対策

- ・ 居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
- ・ 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。

2. 共用スペースにおける感染対策

(基本的な考え方)

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用する。
- ・ 換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。
- ・ 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにする。
- ・ 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討する。

- 技能実習生等の共同生活における留意点としては、外国人技能実習機構が日本旅館協会が公表している「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参考資料としてあげています。

日本旅館協会

「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」

<http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

- また、文部科学省が『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』の中で「寮や寄宿舎における感染症対策」を取り上げていますので、参考としてください。

文部科学省

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』

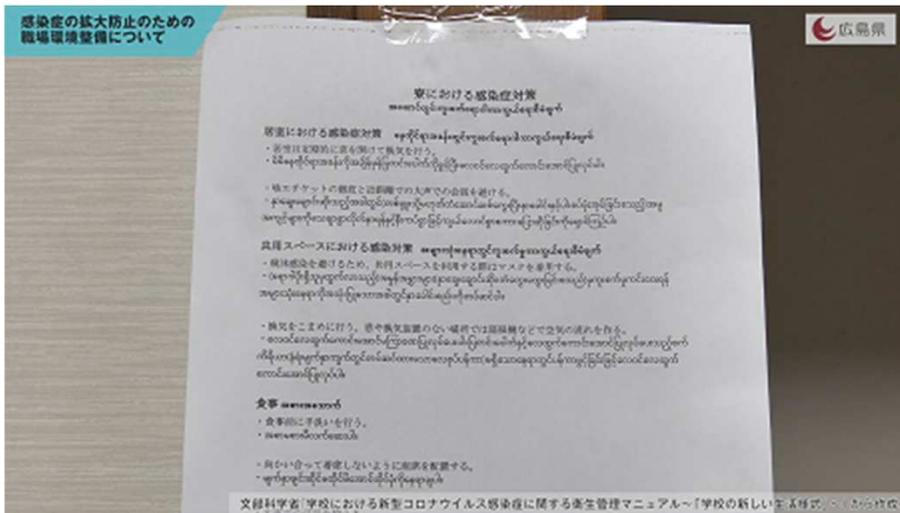
※寮や寄宿舎における感染症対策は67ページ

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

1 感染症の拡大防止のための職場環境整備

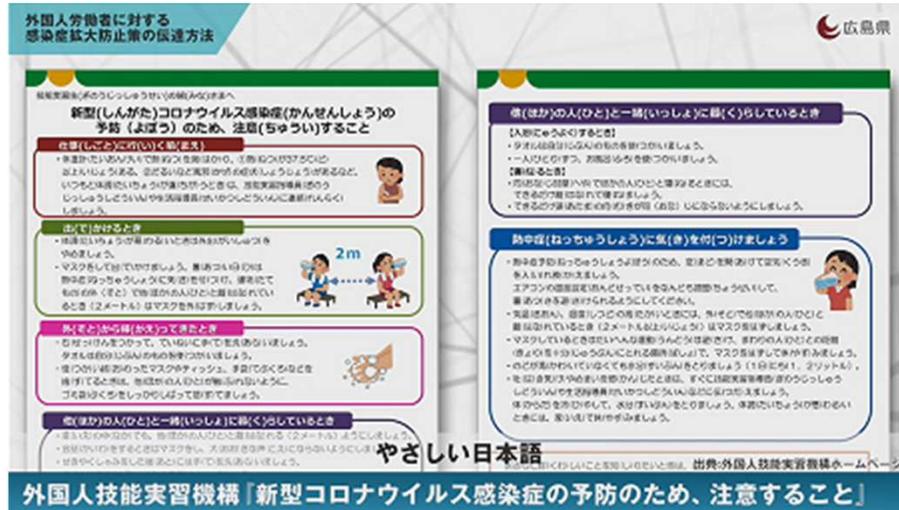


○ イラストとひらがなで描かれた説明書を、手洗い場などの対策を行う場所の近くに貼るといった対応や、対策法の重要な部分だけでも母国語にしたポスターを作成することも理解が進むことが期待できます。



○ 寮など共同生活での注意点に関しては、母国語に翻訳して伝えた上で、寮の中に掲示するなどして、外国人労働者が繰り返し確認できるようにすることが、集団感染を防ぐ注意喚起のために特に意義があると考えられます。

2 感染症予防策の伝達



○ 感染症の予防のため、全般的に注意すべきことについては外国人技能実習機構のウェブページに「新型コロナウイルス感染症の予防のため、注意すること」としてまとめられています。

○ 実習生に限らず外国人労働者に対して活用できると思われます。

外国人技能実習機構
「新型コロナウイルス感染症の予防のため、注意すること」
日本語

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200904-12.pdf>

多言語版は以下のURLからダウンロードができます

https://www.otit.go.jp/CoV2_jissyu_kansen/

○ また、出入国在留管理庁が、新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生を抑えるための注意喚起の資料『感染リスクが高まる「5つの場面」』のやさしい日本語版を公表していますので、こちらの活用も考えられます。

出入国在留管理庁
『新しいコロナウイルスの病気になりやすい「5つのとき」』

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006297.pdf>

この資料の他、厚生労働省ホームページ等に掲載されている感染症対策等の情報のやさしい日本語、多言語版は以下のURLからダウンロードできます。

http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/information_covid19.html

あたら びょうき しい コロナウイルスの病気になりやすい 「5つのとき」

1. お酒を 飲みながら 話をしたり、ご飯を 食べたり するとき

お酒を 飲むと、病気に ならないように 気を付けることが でき

なくなったり、大きな声で 話したり しやすいです。

狭くて、外の 空気が 入らない 場所に、長い時間 いたり、た

くさんの 人と 一緒に いたりすると、病気に なりやすいです。

また、他の人と 同じグラスで 飲み物を 飲んだり、他の人と

同じ 箸を 使ったりする ことでも、病気に なりやすいです。

2 感染症予防策の伝達

広島県

- 多言語対応
- 外国人(がいこくじん)の方(かた)へ
- 2020年12月24日更新
- 新型コロナウイルス(しんがたこうなういらす)が心配(しんぱい)な人(ひと)へ>>> [Multi-Language Information](#)
- 相談(そうだん)するところ >>> [Multi-Language Information](#)
- 病気(びょうき)にならないために、気(き)をつけること >>> [Multi-Language Information](#)
- 4つのお願(ねがい) >>> [Multi-Language Information](#)
- 新型コロナウイルス対策本部(県・知事会[全国・中国地方])
- 広島県対策本部(特別警戒本部)の状況
- 2020年12月29日更新
- 国は、令和2年1月28日、新型コロナウイルスによる肺炎を感染症法に定める指定感染症に指定する政令を公布し、2月7日から施行することとしました。(※1月31日付けで、施行日は2月1日に改められました。)また、1月30日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。
- これを受けて、広島県では、1月29日午後1時10分に、特別警戒本部を設置し、第1回本部員会議を開催しました。また、1月30日、特別警戒本部を非常体制に移行するとともに、特別警戒支部を設置しました。
- 第28回本部員会議(12月29日): [資料\(感染拡大防止集中対策の期間延長等\)](#)
- 過去の本部員会議については[こちらの一覧ページ](#)をご覧ください。

外国人労働者に対する
感染拡大防止策の伝達方法

多言語ラジオアプリ「NHK WORLD RADIO」

Android

iPhone

スマートフォン・タブレットで

アプリダウンロード

iPhone/iPad

Android

多言語ラジオアプリ「NHK WORLD RADIO」

○ 広島県では「新型コロナウイルス感染症まとめサイト」において、外国人の方に向けて多言語による説明資料を公表しておりますので、ご活用ください。

広島県「新型コロナウイルスまとめサイト」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov>
 多言語による説明資料「外国人の方へ」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/#m05>

○ NHK「WORLD RADIO」では、母国語で日本で起きていることや最新の新型コロナウイルス感染症の日本国内の状況が確認できますので、外国人労働者へ紹介し、外国人労働者自身も情報収集できるように促すことも効果的だと考えます。

NHK「WORLD RADIO」(日本で聴くには)
https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto_listen_in_japan/

3 感染した際（または感染した疑いがある場合）の対応

外国人労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した際（または感染した疑いがある場合）の対応

外国人労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した（感染の疑いのある）際の対応

●新型コロナウイルス感染症の主な初期症状

- 発熱
- のどの痛み
- 咳が出る
- 味覚障害
- 鼻づまり
- 強いだるさ（倦怠感）

広島県の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口へ連絡する必要があります

外国人労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した際（または感染した疑いがある場合）の対応

広島県の新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

お住まいの地域	連絡先 (24時間対応)
広島市、呉市、福山市以外の市町	082-513-2567 【広島県各保健所】
広島市	082-241-4566 【広島市各保健センター】
呉市	0823-22-5858 【呉市保健所】
福山市	084-928-1350 【福山市保健所】

日本語で症状についての会話が十分にできる場合

外国人労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した際（または感染した疑いがある場合）の対応

ひろしま国際センター 外国人相談窓口

電話番号 0120-783-806

対応日時 ・月曜日～金曜日 / 午前8時30分～午後7時
・土曜日 / 午前9時30分～午後6時
(ただし、祝日及び12月28日から1月4日までを除く)

対応言語 英語・中国語・ベトナム語・韓国語
タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語
タイ語・スペイン語・ネパール語

外国人労働者が、日本語での体調の説明が難しい場合や

○ 外国人労働者から普段と体調が違うという相談があった場合、新型コロナウイルス感染症の初期症状があるか確認してください。

○ このような症状がある場合は、広島県の「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」へ連絡する必要があります。

新型コロナウイルス感染症に係る相談・受診について
(電話相談窓口)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/#m01-03>

○ 外国人労働者が、日本語で症状についての会話が十分にできる場合等は、「新型コロナウイルス感染症電話相談窓口」へ直接、連絡してください。

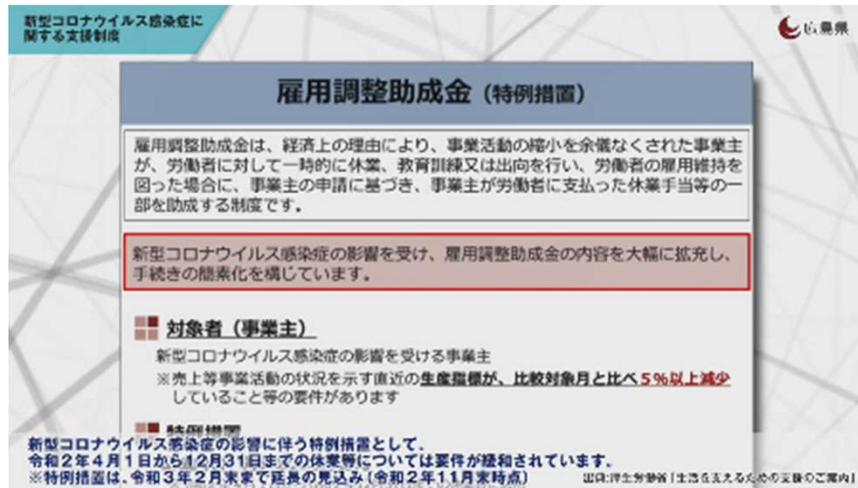
○ 外国人労働者が、日本語での体調の説明が難しい場合は、ひろしま国際センターが、感染症電話相談窓口との相談で通訳のお手伝いをします。

ひろしま国際センター外国人相談窓口

<http://hiroshima-ic.or.jp/consult-jap.html>

その後の対応については、相談窓口の指示に従ってください。

4 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度



○ 新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限りませんが、経済上の理由により事業活動の縮小を余議なくされた事業者の皆さんが、一時的な休業等により雇用を維持する場合、雇用調整助成金等を活用することができます。

○ 新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置として、令和2年4月1日から令和3年2月28日までの休業等については要件が緩和されています。

厚生労働省

雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

○ また、全体の支援策をまとめたリーフレットを厚生労働省が公表していますので、ご参照ください。

厚生労働省

「生活を支えるための支援のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

● 傷病手当金

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

P.20

● 休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う必要があります。

P.21

● 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

P.22

● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

P.23

● 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します。

P.24

● 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例))

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

P.25

4 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱い



1 「短期滞在」で在留中の方
 ⇒ 「短期滞在（90日）」の在留期間更新を許可します。
 ※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。詳細は[こちら](#)を御覧ください。

2 「技能実習」、「特定活動(外国人建設就労者(32号)、外国人造船就労者(35号))」で在留中の方
 ⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務（※）に従事する場合が対象となります。
 ※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です。
 (注2) 「特定活動（インターンシップ(9号)、製造業外国従業員(42号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。
 (注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象となります。
 (注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合
 ⇒ 「特定活動（6か月・週28時間以内のアルバイト可）」への在留資格変更を許可します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて



①本国への帰国が困難な方
 ⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能ですが「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります
 (注) 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）
 ※ 「特定活動（6か月・就労不可）」又は「短期滞在」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です（12月1日追加）
 ※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方
 ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能ですが従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）
 ⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です
 (注) 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（9月7日追加）

○ 新型コロナウイルス感染症に関する在留資格の支援制度として次の特例措置が設けられています。

出入国在留管理庁
 「本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱い」
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf>
http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html

出入国在留管理庁
 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて」
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005054.pdf>
http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00158.html

出入国在留管理庁
 「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援」
<http://www.moj.go.jp/isa/content/001336423.pdf>
http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html

出入国在留管理庁 (Immigration Services Agency of Japan) logo

解雇等された外国人の方への就労継続支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生などの外国人労働者の方々が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、最大1年間の「特定活動（就労可）」の在留資格を許可することとしています。

対象者

以下の方々で、転職・就職先と雇用契約（注1,2）を結ばれた方

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者（在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等）
- 採用内定を取り消された留学生
- 技能実習を修了し、帰国が困難となった方 など

(注1) 特定産業分野に限られます。
 (注2) 特定技能の業務に必要な技能を身に付けるために在留の継続を希望する方に限ります。

申請手続

外国人の方の居住地を管轄する地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

上記の対象となる方のうち、転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。

お問い合わせは最寄りの地方出入国在留管理局・出張所まで
 連絡先一覧 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>

5 外国人労働者がコロナの影響等によりやむを得ず早期帰国する際の注意点

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

日本語 | English - Other Languages

文字サイズ 標準 拡大

出入国在留管理庁紹介 | 公表情報 | 各種手続 | 在留支援 | 相談窓口・情報受付 | 関係法令 | 入管政策・統計 | 調達・採用情報

トップページ > 各種手続 > 出入国在留及び難民認定法関係手続 > 特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出

特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出

手続名	特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出
手続根拠	出入国管理及び難民認定法第19条の1第1項第4号、同施行規則第19条の17第6項第2号（平成31年4月1日施行）
手続対象者	経営上の都合や特定技能外国人の死亡、病气・怪我、行方不明、帰国等により、引き続き特定技能外国人を受け入れることが困難となった特定技能所属機関
届出期間	上記の事由が発生した日から14日以内
届出者	特定技能所属機関
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> 届出書 <small>(注) 下記の届出様式は申請様式であり、必ずしも同様式を使用しなければならないものではありませんが、届出内容の不備を防止するため、可能な限り同様式を使用して届出を行うよう推奨していただきます。</small> <ul style="list-style-type: none"> 身分を証する文書等を提示（郵送による場合は身分を証する文書等の写しを同封） <small>(注) 届出内容によって、追加の証明資料を求められることがあります。</small>

1 外国人労働者の雇入れ・離職の際にはその氏名、在留資格などについてハローワークへの届出が必要です

事業主の外国人雇用状況の届出義務

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）
第二十八条（抄）
事業主は、新たに外国人を雇入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」、「公用」以外の方が届出の対象となります。

※「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされており、確認・届出の必要はありません。

- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、特定技能外国人や技能実習生がやむを得ず早期帰国するケースも想定されます。
- 急に帰国が決まった場合でも、慌てずに対応できるよう、帰国の際に必要な手続きを予め認識しておくことが望ましいと思われます。

○ 外国人材の雇用に関する主な届出へのリンク
 出入国在留管理庁
 「特定技能所属機関による受入れ困難に係る届出」
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00190.html

出入国在留管理庁
 「特定技能所属機関による特定技能雇用契約に係る届出」
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00187.html

外国人技能実習機構
 「技能実習実施困難時届出書」
<https://www.otit.go.jp/youshiki/>

厚生労働省
 「外国人雇用状況の届出」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

厚生労働省
 「外国人雇用のルールについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000690022.pdf>

5 外国人労働者がコロナの影響等によりやむを得ず早期帰国する際の注意点



- 年金に関しては、日本国籍を有しない方が、国民年金、または厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができます。

日本年金機構
「脱退一時金の手続き」

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/sonota-kyufu/20140710.html>

- 母国語併記の請求用紙がありますので、これにより説明することが望ましいです。

日本年金機構
「脱退一時金に関する手続きをおこなうとき」(母国語併記の請求用紙)

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/sonota-kyufu/20150406.html>

- フィリピンなど、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方は、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。対象国や各国との協定内容は日本年金機構のウェブページで確認できます。

「社会保障協定」

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/20141125.html>

